

令和2年度第1回 広島県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和2年9月30日(水) 8時53分～10時20分

場所

広島合同庁舎2号館7階 4号会議室

出席者

【公益代表委員】

三井部会長、井上部会長代理、野北委員

【労働者代表委員】

角委員、長安委員、廣田委員

【使用者代表委員】

池久保委員、緒方委員、藤本委員

【事務局】

巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官、福丸専門監督官

議題

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

吉川室長補佐

それでは、ただ今から第1回広島県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、これよりは、当専門部会名を略して電気機械器具製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。本専門部会は、本年度第1回の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」まで、私賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の全委員に御出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、本専門部会の公開につきまして、去る9月16日から24日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。本日は

初回ですので、議事に先立ちまして、各委員の御紹介をしたいと存じます。お手元の別冊資料 1 に本電気機械器具製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に御紹介をさせていただきます。

(各専門部会委員の紹介)

吉川室長補佐

ありがとうございました。それでは次に労働基準部長の巻幡より御挨拶を申し上げます。

巻幡労働基準部長

おはようございます。広島労働局労働基準部長の巻幡でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、「広島県電気機械器具製造業最低賃金」専門部会の委員に御就任をいただきまして、また、本日第1回専門部会にも御出席を賜り、誠にありがとうございます。

この特定最低賃金ですが、県の最低賃金とは異なりまして、法律の立て方が違うのですが、関係労使のイニシアティブにより、この特定最低賃金を設定するということが基本となっております。

この電気機械器具製造業最低賃金は、現在、時間額 895 円でございますが、本年度、労働協約の締結当事者による改正申出がございまして、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をお願いすることとなったところでございます。

日程調整につきましても、委員の皆様方には、大変御無理を申し上げているところでございますが、年内発効に向けまして、御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

吉川室長補佐

次に事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

吉川室長補佐

ここでお手元の「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」の資料 3、通し番号3ページの「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」を御覧ください。本専門部会は、今後ともこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、議事「(1) 部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、予め御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代

理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

狭間賃金室長

それでは、御報告申し上げます。電気機械器具製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として三井正信委員、部会長代理候補として井上周子委員が推挙されております。

以上でございます。

吉川室長補佐

ただ今、賃金室長より御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様方、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

吉川室長補佐

はい。ありがとうございます。部会長に三井委員、部会長代理に井上周子委員を御承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席を御用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(部会長席、部会長代理席の設営)

吉川室長補佐

それでは、三井部会長、以後の議事進行をよろしく、お願いいたします。

三井部会長

はい。それでは、審議を始めたいと思います。ただ今、部会長に選出いただきました三井でございます。今年はコロナ禍という厳しい状況の下、県最賃も据え置きという状況でございましたが、それを踏まえましても、中々厳しい状況でございます。この専門部会におきましても、色々な諸般の状況を考慮しつつ、公正な特定最賃の改正決定に向けて、円滑な審議を進めるべく力を尽くしていきたいと思いますので、皆様方、何卒よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。それでは早速でございますが、専門部会の議事「(2)広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

それでは、まず事務局のほうから、御説明をお願いいたします。

坂本賃金指導官

それでは、資料の御説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」と「別冊資料」とに分けて構成しております。

まず、「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」につきましては、各特定(産

業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、「別冊資料」につきましては、本電気機械器具製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。併せて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、7種類の特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、「特定最低賃金」或いは「特定最賃」というふうに略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。まず一点目として共通資料 1、通し番号の1ページ、「特定(産業別)最低賃金について」を御覧ください。既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしましては、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」の2種類がございますが、本電気機械器具製造業最低賃金につきましては、机上配布いたしました「令和2年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和2年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」のとおり、労働協約ケースにおける要件を以って、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二点目に改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第530回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料 2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

三点目に地方最低賃金審議会で了承されました事項について、御説明いたします。共通資料 4、通し番号の5ページ、「令和2年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする」とされております。また、共通資料 5-2、通し番号の13ページ、「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料 7、通し番号の25ページ、「令和元年度最低賃金審議経過一覧」を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から4列目に「電気機械器具製造業」がございます。昨年、令和元年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額22円、時間額895円の答申をいただいております。本年度のスケジュールを申し上げますと、10月30日金曜日の午後1時から第532回本審の開催を予定しております。特定最賃を年内に発効にするためには、この本審において、本専門部会の部会長報告を行い、答申することが必要となります。

続きまして、共通資料 8、通し番号の 26 ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会のさらなる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを御了解いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。私からは、以上でございます。

狭間賃金室長

続きまして、広島県電気機械器具製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、私から御説明をさせていただきます。

お手元の別冊資料を基に御説明させていただきます。それでは、別冊資料 2、通し番号の 2 ページを御覧ください。こちらには、現行の広島県電気機械器具製造業最低賃金の内容をお示ししております。また、特定最低賃金に該当する業種につきまして、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを、次のページにも併せて添付してございます。

続きまして、別冊資料 3、通し番号の 33 ページを御覧ください。これは全国の電気機械器具製造業の特定最低賃金を定めている各都道府県の最低賃金額の一覧表でございます。

続きまして、別冊資料 4、通し番号の 34 ページをご覧ください。こちらは広島県内で実施しました電気機械器具製造業最低賃金に関する実態調査の概要でございます。広島労働局におきまして、本年 5 月から 7 月にかけて、通信調査を実施したものを取りまとめたものでございます。本調査の基本的な要件を申し上げますと、製造業につきましては、労働者数 1 人から 99 人規模の事業所、小売業につきましては、同じく 1 人から 29 人規模の事業所を対象としました「抽出調査」としております。ただし、小売業であっても「自動車小売業」につきましては、労働者数 1 人から 99 人規模の事業所を調査対象としております。また、本調査は母集団の中から調査対象として必要となります一定数の事業所を規模別、地域別、業種別に無作為に抽出して調査する「抽出調査」であり、全ての事業所について調査する「全数調査」ではございませんので、調査結果につきましては、その補正と申しますか、復元の処理を行っております。

なお、この調査で対象としました賃金額につきましては、調査対象月が令和 2 年 6 月分の賃金が対象となっております。

続きまして、通し番号の 39 ページを御覧ください。こちらには「最低賃金実態調査における分位偏差」を示してございます。一番下の欄に電気機械器具製造業の最低賃金額を示してございます。現行の最低賃金額につきましては、時間額 895 円、昨年 12 月 31 日に発効したものでございます。労働者数が 10 人未満、30 人未満、100 人未満という各規模別に分けておりますが、それぞれの第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数、中位数を示しております。これらは各時間額の調査データを低い順から並べていったとき、全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1、そ

して2分の1に当たる数値をお示ししてございます。それぞれ各事業所の規模別に記しておりますが、最上段は全体を合計した結果でございます。

続きまして、その次のページ、通し番号の40ページを御覧ください。時間額と労働者の累積人数を表したグラフでございます。横軸が時間額を10円刻みで、左の縦軸がその賃金帯に属する労働者数を棒グラフで、右の縦軸が労働者数の累計を折れ線グラフで、それぞれお示ししております。

次の通し番号の41ページのグラフにつきましては、縦軸に労働者の比率をとったものでございます。

次の通し番号の42ページは、電気機械器具製造業における各年の最低賃金額と平均賃金額の推移でございます。

次の通し番号の44ページを御覧ください。各事業所規模別の「未満率」をお示ししております。未満率と申しますのは、「現在決定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合」でございます。規模毎に時間額895円を下回っている労働者の比率をお示ししております。

次の通し番号の45ページを御覧ください。こちらは、「最低賃金引上げ試算表」でございます。これは「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」、つまり「影響率」を1円単位の変化で示した表になります。

次の通し番号の46ページは、過去15年間の広島県の電気機械器具製造業最低賃金の引上げ額、未満率、そして影響率の一覧表でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○三井部会長

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての御説明がございましたけれど、これらにつきまして、何か御質問等がございますか。

よろしゅうございますか。

○角委員

すみません。確認といえますか、感想といえますか、ただ今、狭間室長から統計データについての御説明がございまして、特に資料5、通し番号45ページの「影響率」を示す試算表です。私も毎年々々ここには注目している資料でございますが、はっきり言ってびっくりしています。影響率が低くなっていると感じました。まさに今日はやる気満々で、これだけ資料を持参してきているのですが、昨年来に遡っても、私どもの電機産業は、裾野が広いということは、多分、三井部会長も御存知かと思えます。

本当に30%、アップ額によって、影響率は色々変わりますが、私の認識では20%から30%台くらいまでの影響があるということで、そこを一番懸念して注目した統計資料だったのですが、全労働者数の所謂エヌ数は変わらないにしろ、完璧に低くなっていると認識しました。これはもしかしたら賃金の相場感が上がったことによって、影響を受ける方が少なくなったのか、はたまた、企業自体が無くなって、

そういった対象者が少なくなっているのか、色々な想定ができます。これは多分、分からないことかと思imasので、影響率が下がっているデータが出てきたということが、ちょっと安心したところでございます。これで特に問題は無いですよ。

○長安委員

私もこのデータを見てかなり驚いておりますが、昨年データでは、昨年時点の産別最賃 873 円時点の未満率が 18%、それを 1 円引き上げると 24.8%に上がる数値となっております。本日確認した令和 2 年の数値では、引き上げても 10%前後となっておりますので、1 名から 99 名の事業所の中で無作為に抽出という部分が、統計上のところで変な悪さをしていなければいいなと思っております。あまりに数字が違うので、正直、驚いているというのが実感です。

○緒方委員

1 年前の全労働者数が 4,492 人で、今回が 4,451 人ということですから、全労働者数はあまり変動していないので、先ほど角委員が言われた企業自体が無くなったとかというようなことは、あまり考えにくいと思imas。

この 1 年間の各企業の努力で、しっかりと改善が図られたと見るのが妥当ではないかと感じました。次のページ、46 ページを見ていただきたいのですが、過去、直近数年間の影響率をみると、概ね 28~30%くらいで推移していました。その影響率の変化に労側と同様に若干の違和感を覚えます。

○長安委員

すみません。今回、現行の数字における未満率について、9.3%に該当する企業が、一体どれくらいの値なのか、現行の最低賃金額 895 円から実際どの程度の開きがあるのか今の資料からは読み取れないので、そこら辺りの分布が分かれば、実態も分かると思うのですが、資料はありますか。

狭間室長

41 ページのグラフを見ていただきますと一番左側ですけど、844 円以下がざっくりと示されていて、そこら辺りをもっと詳細にできないかということでしょうか。

○長安委員

現行の地域別最賃 871 円、そこは満たされていると思うのですが、895 円に満たない企業が、871 円に近いのか、それとも 884 円に近いのか、そこら辺りがこれだけではちょっと読み取れないもので。

狭間室長

それにつきましては、データを出してお示しすることは可能でございますので、次回でよろしければ、御用意いたします。

○長安委員

はい。お願いします。

○三井部会長

はい。そのほか何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

○三井部会長

はい。それでは、広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思います。

なお、今後の審議は公開することで、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利、利益を不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規定第5条に基づき非公開とさせていただきたいと思います。今日は傍聴者はおられませんけれど、これより非公開ということで、一応議事録にも残りますので、宣言させていただきたいと思います。

【以下非公開】

(了)